

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年 9月25日

長野県議会議長 小林 実

長野県議会規則第3号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則(昭和43年長野県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、報道関係者席及び特別席」を「及び報道関係者席」に改め、同条第4項中「及び特別席」を削る。

第3条第1項中「一般席にはいる者は、議長の承認又は議員の紹介を受けて」を「会議を傍聴しようとする者は」に改め、同条第2項中「及び特別席にはいる」を「で会議を傍聴しようとする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 一般席で会議を傍聴しようとする者の傍聴券は、会議の当日、傍聴受付において先着順に交付するものとする。

3 前項の傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券の所定の箇所に、自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

4 第2項の傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

第4条の前の見出し及び同条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(傍聴人の入場)」に改め、同条中「はいる」を「入る」に、「傍聴券の点検をうけなければ」を「係員に傍聴券を提示しなければ」に改め、同条を第4条とする。

第8条中「傍聴券の提示を求められた」を「求めがあった」に、「これを拒むことができない」を「傍聴券を提示しなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「はいる」を「入る」に改め、同条を第6条とする。

第10条の見出しを「(傍聴席に入ることができない者)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「はいる」を「入る」に改め、同条第5号中「ラツパ」を「ラッパ」に改め、同条を第7条とする。

第11条の見出しを「(傍聴人の守るべき事項)」に改め、同条中「遵守しなければ」を「守らなければ」に改め、同条第4号を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 携帯電話を使用しないこと。

第11条第6号中「静しゆく」を「静粛」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条を第10条とする。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第11条とする。

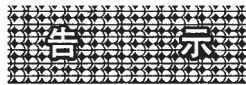
第15条を第12条とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総務課



長野県告示第462号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年 9月25日

長野県知事 田中 康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
秋城医院花の道クリニック	駒ヶ根市赤穂16621番地5	平成15年8月1日
増田医院	佐久市大字岩村田2381番地12	平成15年8月5日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
秋城医院花の道クリニック	駒ヶ根市赤穂16621番地5	平成15年8月1日
クライスカラーオーラルケアクリニック	北佐久郡軽井沢町軽井沢西裏200番地3	〃 〃
増田医院	佐久市大字岩村田2381番地12	平成15年8月5日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡豊科町大字豊科4941番1	平成15年9月16日
J Aアップル・デイサービスセンター遊湯	中野市大字新野字溜池下803番地3	〃 〃

(4) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームすずらん	茅野市湖東7050番地	平成15年9月16日

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
エフワイエル	松本市大手2丁目10番5号ヨシダビル1F	平成15年9月16日

高齢福祉課

長野県告示第463号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

中野市

2 都市計画事業の種類及び名称

中野都市計画下水道事業 中野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年 1月17日から

平成22年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年長野県告示第21号、昭和57年長野県告示第502号、昭和60年長野県告示第744号、平成元年長野県告示第622号、平成2年長野県告示第541号、平成7年長野県告示第57号及び平成11年長野県告示第10号の事業地に中野市大字中野字帯之瀬並びに大字若宮字新井境並びに大字七瀬字棚畑及び字宮前並びに大字片塩字たて及び字竹ノ腰並びに大字江部字豆田、字芦畔、字上土浮、字入明及び字殿橋並びに大字草間字向田及び向畑並びに大字更科字下沖を加え、大字中野字岩下、字松崎、字一本木境、字沢尻、字小山、字山崎、字古屋敷、字寺西、字坂下、字如法寺、字東谷地、字谷地、字新引、字松崎山、字宮下、字栗和田下、字松川境、字霊閑寺、字堂之裏、字沢田、字阿弥陀堂前、字西屋敷、字西条境、字五箇、字南宮、字谷地際、字新

保境及び字篠井境並びに大字東山並びに大字小田中字東田、字屋敷添、字東屋敷添、字中田、字前畑、字市道、字東屋敷、字西屋敷、字村西、字大堰添、字西屋敷添及び字前田並びに大字更級字北沖及び字中沖並びに大字西条字吉原、字角割、字南西間、字北西間、字高橋、字東屋敷添、字久保田及び字久根下並びに大字岩船字西条境、字屋敷添、字中島、字道添、字西間裏及び字江部境並びに大字竹原字南川原並びに大字一本木字太田、河原下、字山神、字宮前及び字桜木並びに大字若宮字南河原、字中河原及び一本木境並びに大字新井字若宮境、字大道、字宮前、字杉木、字宮廻、字吉田境、字上中道及び家添並びに大字七瀬字水出、字日焼、字街渠、字野地添、字屋敷添及び字前田並びに大字吉田字新井境、字柿ノ木、字北川原、字大塚、字薬師前、字森下、字屋裏、字立石、字立石木、字屋敷下、字蟹田、字七瀬境、字籠田、字宮脇、字中川原、字五里原、字直道、字川原屋敷、字上川原、字南新田及び字片塩境並びに大字片塩字東どぶ、字松崎、字川添、字高屋敷、字山伏塚、字蛇塚、字寺前及び字中田並びに大字安源寺字土居場並びに大字江部字北原、字田中、字原田、字太田、字一本橋、字西苗間、字家出し、字南、字暇上、字暇下、字柳ノ内、字権現木、字砂山、字西土浮、字松崎、字大橋、字下道、字丸木橋、字長井田、字法性寺、字川原田、字砂田、字横マクリ、字綴、字法性寺、字立暇及び字宮東並びに大字新保字西条境、字割目、字西屋敷、字東屋敷、字篠井裏、字土腐及び字中野道並びに大字篠井字堰向及び字池田並びに三好町一丁目並びに三好町二丁目並びに西一丁目並びに西二丁目並びに中央一丁目並びに中央二丁目並びに中央四丁目並びに小館並びに南宮並びに岩船境並びに下川原地内において事業地を変更する。

下水道課

長野県告示第464号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 道路の種類

県道

(2) 路線名

小諸上田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡東部町大字滋野字下原乙4473番の2地先から		旧	16.4~17.8	0.1514
小県郡東部町大字滋野字石堂乙4505番の1地先まで				
同	上	新	16.4~116.6	0.1514

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 矢沢真田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡真田町大字長字山崎5260番のイ地先から 小県郡真田町大字長字雁石5664番の1地先まで	旧	8.0~37.0 m	0.1655 km
同 上	新	9.0~40.5	0.1655

道路維持課

長野県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年 9月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 小諸上田線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡東部町大字滋野字下原乙4473番の2地先から
小県郡東部町大字滋野字石堂乙4505番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年 9月28日
- 2(1) 路線名 矢沢真田線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡真田町大字長字山崎5260番のイ地先から
小県郡真田町大字長字雁石5664番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年 9月25日

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第7号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成15年9月9日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成15年 9月25日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

名 称 住 所

行政書士事務所 アライサービ 長野市南長野新田町1469 依田
ス ビル203

会 計 課

長野県長野地方事務所告示第8号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成15年9月10日、次のとおり売りさばき人の名称および住所変更の届出がありました。

平成15年 9月25日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

新 名 称	旧 名 称
千曲市職員労働組合売店	更埴市職員労働組合売店
新 住 所	旧 住 所
千曲市大字杭瀬下84番地	更埴市大字杭瀬下84番地

会 計 課

長野県公営企業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、平成15年10月1日から、県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）及び県営水道条例施行規程（昭和38年長野県公営企業管理規程第10号）の規定に基づく水道料金徴収事務及び水道料金収納事務を次の者に委託します。

平成15年 9月25日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

- 1 水道料金徴収事務
株式会社電算・株式会社両毛システムズ共同企業体
- 2 水道料金収納事務
ダイヤモンドファクター株式会社
株式会社セブニーイレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
株式会社デイリーヤマザキ
サークルケイ・ジャパン株式会社
株式会社サンクスアンドアソシエイツ
ミニストップ株式会社
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
株式会社スリーエフ
株式会社セーブオン
株式会社ココストア
株式会社ポブラ
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社セイコーマート
株式会社しんきん情報サービス

水 道 課